

## 第14章 河川法に定める治水計画策定の手続き

### 14-1 河川法の変遷

わが国の河川制度は、明治29年に旧河川法が制定されて以来、幾たびかの改正を経て現在にいたっています。特に、昭和39年に制定された新河川法では、水系一貫管理制度の導入など、治水、利水の体系的な制度の整備が図られ、今日の河川行政の規範としての役割を担ってきました。

しかしながら、その後の社会経済の変化により、近年、河川制度をとりまく状況は大きく変化しています。現在では河川は、治水、利水の役割を担うだけでなく、うるおいのある水辺空間や多様な生物の生息・生育環境として捉えられ、また、地域の風土と文化を形成する重要な要素としてその個性を活かした川づくりが求められています。

さらに、社会経済・生活様式の高度化に伴って、渇水による社会的影響が著しくなるなど、円滑な渇水調整の推進などが課題となっています。

こうした変化を踏まえて平成8年12月、河川審議会において「社会経済の変化を踏まえた今後の河川制度のあり方について」提言されました。

この提言に基づき、河川法の改正の検討を行い、平成9年第140国会に「河川法の一部を改正する法律案」を提出し、同国会において同法案は可決成立しました。

改正された点は以下のとおりですが、治水計画策定の手続きに係わる項目はあたります。

「河川環境の整備と保全」を河川法の目的に追加

河川整備計画の立案プロセスの変更（計画の細分化と住民意見の反映）

渇水調整円滑化のための措置（渇水調整の早期着手、河川管理者の情報提供、水利使用審査手続の簡素化）

樹林帯制度の創設

水質事故処理の明確化

不法係留対策の改善

## 1 4 - 2 河川管理の変遷

### 1 4 - 2 - 1 江戸時代

徳川政権の成立より集権的封建制社会である幕藩体制が確立しました。幕藩体制下では農業が支配的産業であり、土地が最も重要な生産手段でした。この時代における治水の目的は、多くの産米を得るための耕地の拡大と既存の耕地を保護することであり、舟運のための河川改修、特に江戸を中心とする河川交通の確保であり、さらには、藩都経営に必要な治水施設および用排水路の整備でした。

一方、利水は、河川からの水配分の調整は藩が行い、個別の用排水路の管理は各村々の共同体が自己の責任で行なっていました。

### 1 4 - 2 - 2 明治時代～戦前

明治維新後、新政府の諸政策が進められる中で、交通運輸の近代化は重要テーマのひとつであったが、鉄道網の整備には長期間を要するため、これと並行しながら江戸時代から発達している海上沿岸交通と内陸舟運路の整備と拡充が当面の重要政策として進められました。

また一方、政府財源の大半を占める地租対策として、水害防除と灌漑用水の安定化のための河川整備も重要でしたが、こうした大工事を完成させるだけの財力はありませんでした。

このようなことから明治新政府はオランダ工師を招へいし、まず低水工事を計画し水運を発達させるかたわら、特に水害の恐れある場所を選んで水害防除の工事を併せて行うこととしました。こうして明治18年に吉野川で河川改修事業が直轄施工として開始されました。

当時の政府の治水に対する考え方は、低水工事は政府直轄で行い、高水工事は府県に任せるといものであって、低水工事の影響圏は広域的で、高水工事の影響圏は局地的なものとしていました。

明治18年、23年、29年には大洪水があり、沿岸に甚大な被害をもたらして高水工事の直轄施工を要望する声が大きくなる一方、鉄道の発達による舟運の衰退が低水工事の意義を失わせつつありました。このような事情から政府は高水工事の直轄施工に踏み切らざるをえなくなり、そのために制度の確立が必要となり、明治29年の河川法の制定となりました。翌30年には砂防法、森林法が相次いで制定され、治山・治水に関する基本法が整備されました。

明治29年（1896年）に制定された河川法は、国の発展基盤整備のために国が積極的に関与する主旨のものであり、その骨子は以下のとおりでした。

河川は、国の営造物であり、河川敷・流水等についての私権を排除

地方行政庁は、国の機関として管理するが、河川工事・維持の第一義的な責任は地方行政庁

公共の利害に重大な関係のある河川については国直轄で工事

### 1 4 - 2 - 3 戦後～河川法の全面改訂

旧河川法は、制定当時の社会経済情勢を反映して、治水に重点が置かれ、利水については十分な制度が用意されなかったため、発電を中心とした利水事業が進展するにつれて、不備な点が露呈し、既に戦前においてもその改正の必要性が指摘され、幾度か改正の試みも行われていました。

さらに戦後においては、新憲法の制定に伴って国の行政制度の大幅な変革が行われ、旧河川法で原則とされていた都道府県知事による河川の管理について再検討の必要性が生じたこと、国民の権利義務に関連する河川管理方式の近代化を図る必要性が生じたこと、社会経済の進展に伴う沿岸流域の開発状況、各種用水の需要増大等に対応するため、従来の区間主義の河川管理体系を改め、水系を一貫とした管理体系とする必要が高まったこと、利水事業の進展に伴い、新たな水利使用と既存の水利用の調整など利水関係規定の整備を行う必要が高まったこと、施工技術の進歩等により大規模なダムが多数築造されるようになったことに対応して、ダムの設置または操作に伴う災害の発生を防止するための規定を整備する必要性が生じたこと等、旧河川法の抜本的改正の要請は、格段に強いものとなってきました。

そのため、明治29年に制定された旧河川法は、いくたびかの国会審議等を経て、約70年を経た昭和39年7月10日全面的な改正が行われて新河川法（法律第167号）として公布され、翌年4月1日から施行されました。

河川法改訂の経過	
年月日	経過
S38. 5. 24	閣議決定
S39. 6. 25	本会議可決
S39. 7. 10	公布
S40. 4. 1	施行

新河川法の要旨は以下のとおりとなっています。（主な部分の抜粋）

#### 1 ) 河川法の対象

従来の適用河川・準用河川の制度を廃止し、河川を水系別に区分し、1級河川は国土保全上又は国民経済上特に重要な水系に係る河川で建設大臣が指定し、2級河川はそれ以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係があるものを都道府県知事が指定するものとししました。

なお、1級および2級河川以外の河川で市町村長が指定したものについては、原則として2級河川に関する規定を準用して河川管理を行わせることができるものとししました。

## 2) 私権の対象

旧法では、河川の敷地および流水は私権の目的となりえないものとしたが、新法では、河川の流水については同様の私権の目的とならないが、河川区域の土地については私権の目的となりうるものとした。

## 3) 河川管理者

河川の管理は、1級河川については建設大臣、2級河川については都道府県知事が行うものとしたこと、ただし、1級河川の管理については、建設大臣は一定の区間を定め、都道府県知事にその管理の一部を行わせることができることとした。

## 4) 工事実施基本計画

河川工事の実施は、水系一貫し総合的観点に立った基本的計画に基づいてなされる必要があるため、水系ごとに工事実施基本計画を策定するものとした。

## 5) 水利調整等

水利使用の許可に際しては、既得の水利権を保護するとともに新規水利事業が円滑に施行されるよう水利使用関係の調整を図る規定を設け、また水利使用および土地の掘削等の処分をするときは、関係行政機関に対する協議および地元の意見聴取を行うこととした。

## 6) ダム防災

河川管理者の許可を受けて設置される一定規模以上のダムについては、防災上の見地からその設置および操作について必要な規定を設けました。

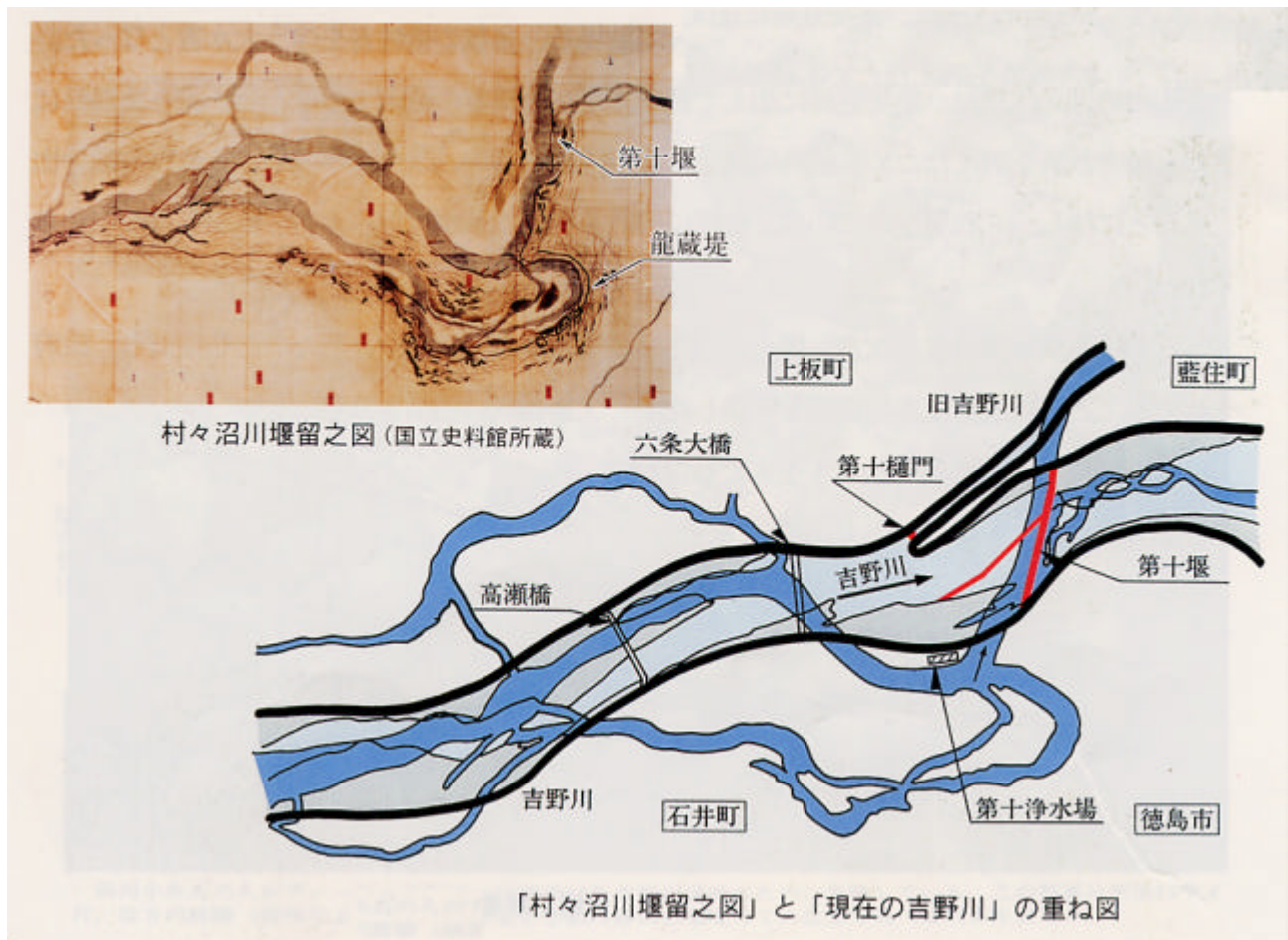
## 7) 河川審議会

1級河川の指定・変更・廃止、工事実施基本計画の策定、水利調整、その他河川に関する重要事項を調査審議するため、建設省に河川審議会を設置するとともに、2級河川に関する重要事項を調整審議するため、都道府県に条例で都道府県審議会を設置することができることとした。

## 1 4 - 3 工事実施基本計画と改修計画

### 1 4 - 3 - 1 明治初期までの改修

吉野川の治水事業として最も古いものは、今から500余年前の文明年間（1460～1486年）に時の管領細川勝元が、麻植郡山川町から川島町にかけて土をかき寄せてつくった堤防であるといわれています。その他はほとんどが蜂須賀家が支配した藩政時代に入ってから、ごく一部の比較的有力な地域を洪水から守るための堤防が部分的に築造されたものであり、岩津上流部の貞光町の藤森堤（1656年）、下流の国府町の龍蔵堤（1740年頃）、鴨島町の監物堤（1756年）等があげられます。これらの堤防は弱小で高さも低く、洪水時にはしばしばあふれていたといわれ、第十堰が築造されたのもこのころです。特に国府町の龍蔵堤は、第十堰上流右岸堤防にあたりますが、現在の第十堰の形状（斜め堰）は、ほぼこれに沿ったものであり、第十堰築造当時の吉野川の流路形状を示す小堤防であるといえます。藩政期においては、本格的な築堤には至らなかったといわれていますが、伊沢氏などの努力によって明治8年までには、右岸側は川島町から石井町にかけて、左岸側は吉野町から上板町にかけて、さらに兩岸とも旧吉野川河口へ向かって部分的に小規模な連続堤防の形ができており、これらが現在の吉野川の堤防の原型になったといえます。



### 1 4 - 3 - 2 明治初期の改修事業

明治初期には、従来の弱小な堤防を補強したり、新たな築堤を行うなどの治水対策が各所でみられたが、明治政府が本格的な吉野川の改修事業に着手したのは、明治16年のことです。

明治政府の御雇技師として全国の大河川において治水計画の立案の任に当たっていたオランダ人技師ヨハネス・デ・レーケは、明治17年に吉野川の調査を行い、同年「吉野川検査復命書」を著しました。その骨子は、第十（石井町）より下流の別宮川に本格的な改修を行い吉野川本流とすることにありました。また洪水流下の障害となる第十堰を撤去するとともに、より上流から灌漑用水を旧吉野川に導水することも提案しています。

これに基づき、明治18年より初めての直轄事業として、舟運の便並びに流路を固定するための水路工事を主とする改修工事に着手しました。明治初期において、国が関与する河川工事は低水工事を中心とするもので、氾濫防御を目的とする高水工事は、府県に委ねられたままとなっていました。その負担は府県単位で賄えるものではなく、吉野川でも徳島県による高水工事は遅々としてはかどりませんでした。

このような状況の中、明治21年7月及び9月の洪水によって、改修工事中であった名西郡石井町西覚円地先の堤防が300間（約550m）にわたって破堤し、多数の犠牲者を伴う大水害となりました。このため地元住民は、築堤遅延に加えて低水工事が大惨事の原因であるとし、国と徳島県に対し被害救済を訴えたため、徳島県議会は賛否両論ある中、改修工事の中止を政府に願い出ることに決し、これを受けて明治22年に吉野川の低水工事は、みるべき成果もなく中止されました。

その後も洪水被害は相次ぎ、堪えかねた徳島県は改修工事を中止したことを後悔し、政府に対して吉野川改修工事の再開を要請しましたが、工事再開は明治40年の吉野川第1期改修事業の着手をまたねばなりませんでした。



### 1 4 - 3 - 3 第一期改修事業

明治29年7月の河川法制定により、それまで府県に委ねられていた高水工事の直轄施工の方途が開かれ、淀川、筑後川など全国の重要な河川において、順次、直轄事業による高水工事が着手されました。

吉野川については、明治17年のデ・レーケの手による「吉野川検査復命書」の思想を踏襲しつつ、その後の洪水調査をもとに、明治35年7月、「吉野川高水防御工事計画意見書」によって第一期改修計画が策定され、明治40年に着工となりました。

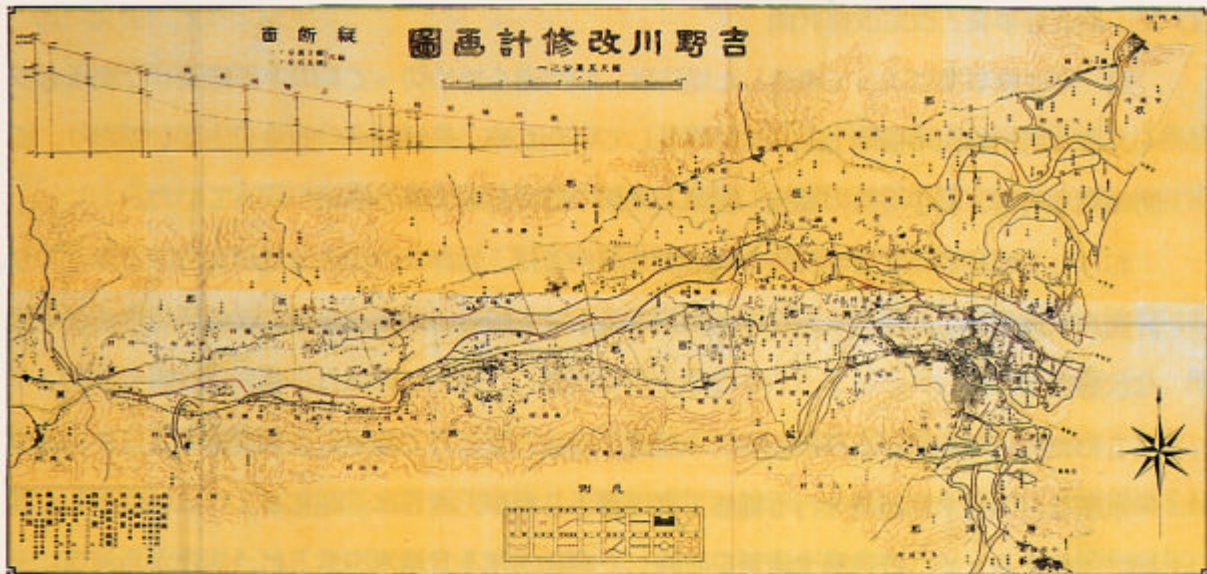
第一期改修計画の骨子は、第十（石井町）より下流の別宮川に本格的な改修を行い、川幅を拡大して吉野川本流とし洪水を放流する、いわば放水路計画でした。当時の吉野川（現在の旧吉野川）と別宮川（現在の吉野川）の河道状況と両川の水理的な条件から判断して、これは至極当然の治水対策でした。

この他主要な工事としては、善入寺島の全島買収による遊水地化、江川の締切り等が行われました。

計画高水流量は、既往最大洪水である明治30年9月洪水における実測水位から推定した最大流量13,900m<sup>3</sup>/sに決定しました。そのうち1/5を旧吉野川に、4/5を吉野川本川に分派することとしましたが、翌年には洪水流量の全量を吉野川本川に流下する計画に変更しました。計画高水位及び水面勾配は実績水位に基づいて決定しました。なお、第十堰の取扱いについては、古くは明治40年代に県議会において、治水、舟運等の問題から議論され、その撤去を望む声が強かったが、第一期改修計画においては撤去は見送られ、今朝に至るまで解決をみていません。

また旧吉野川を第十より約600間（1,100m）上流に付け替え、洪水時には締め切って、平常時のみ通水するよう調節するための施設として、第十樋門が建設されました。

明治40年から約20年間の歳月をかけ、用地買収約1,140haと多大な家屋移転を要した大事業である第一期改修は昭和2年に竣工し、これによって、岩津から河口に至る約40kmの吉野川下流部の堤防が概成し、吉野川の河道がほぼ現在の姿となりました。第一期改修事業は吉野川流域の今日の発展を築いた根幹的治水事業であったといえます。



吉野川第一期改修計画図（明治40年）



吉野川第一期改修竣工功圖（昭和2年）

（第一期改修の主な事業は、図2-6の赤色で示すように第十堰より下流に新堤を築造し川幅を拡大して吉野川本流としたこと、善入寺島の全島買収による遊水地化及び江川の締切り等である。



#### 1 4 - 3 - 4 第二期改修事業と改定改修計画

第一期改修事業によって築造した堤防は、旧河道を締め切ってその上に建設した箇所も多く、また河川敷内の掘削土を主な材料としていたため、基盤漏水の危険を内在しており、堤防の漏水対策、弱小堤防の補強、岩津下流部の無堤部解消等の課題が残っていました。

おりしも昭和20年9月の枕崎台風による洪水では、岩津での推定流量14,700m<sup>3</sup>/sとなり、計画高水流量を上回る出水となりました。この洪水でも噴砂、法崩れを生じ、各所で堤防が危険な状態となりました。

このため、昭和22年より既設堤防の補修・補強、主として漏水対策を実施するほか、護岸・水制などの低水路維持を行う補修工事に着手しましたが、さらに、昭和24年にはこうした課題に対処するため、既往最大流量を記録した昭和20年9月洪水をもとに、岩津から河口に至る区間の計画高水流量を15,000m<sup>3</sup>/sとする改定改修計画を策定し、第二期改修事業に着手しました。

#### 1 4 - 3 - 5 改修総体計画

昭和29年9月の台風により岩津で計画高水流量に匹敵する14,900m<sup>3</sup>/sの洪水が発生し、幸い破堤は免れたものの、堤防漏水や亀裂を生じ、非常に危険な状態となったため、治水計画の抜本的な見直しを迫られることとなりました。

その結果、昭和38年には、流量確率の考え方とダムによる洪水調節を取り入れた改修総体計画を策定しました。

この計画では、吉野川の治水計画規模を年超過確率で1/80と決定し、基準地点岩津での流量確率に対応する流量17,000m<sup>3</sup>/sに流域の開発を考慮して500m<sup>3</sup>/sの余裕を見込み、基本高水ピーク流量を17,500m<sup>3</sup>/sとし、このうち2,500m<sup>3</sup>/sを早明浦ダム、柳瀬ダムによって調節し、岩津から河口に至る区間の計画高水流量は、従来のおり15,000m<sup>3</sup>/sとしました。

## 1 4 - 3 - 6 現在に至る改修

### 1) 工事实施基本計画

昭和40年4月1日の新河川法の施行に伴い、工事实施基本計画の策定が河川管理者に義務づけられました。吉野川の基本高水及び計画高水流量は、昭和38年に策定した改修総体計画で改定したばかりであったため、工事实施基本計画ではこれを踏襲しました。

岩津から池田に至る上流部についても、直轄管理区間に編入されたことを受け、池田における計画高水流量を11,300m<sup>3</sup>/sとし、改修事業を進めることとなりました。後に、新宮ダム、池田ダムの計画策定を受けてこれを見直し、池田地点での計画高水流量を11,100m<sup>3</sup>/sとしました。

昭和40年の工事实施基本計画決定後も、昭和45年、49年、50年、51年などに計画規模を超える洪水、またはこれに匹敵する洪水があり、大きな被害が発生しました。そこで、昭和57年に工事实施基本計画を改定し、計画規模としては計画雨量の年超過確率で池田地点1/100、基準地点岩津1/150とし、池田地点での基本高水のピーク流量を20,000m<sup>3</sup>/s、基準地点岩津での基本高水のピーク流量を24,000m<sup>3</sup>/sとして、これを既設4ダム及び建設中の富郷ダムを含む上流ダム群で洪水調節することにより、池田地点での計画高水流量を13,200m<sup>3</sup>/s、基準地点岩津での計画高水流量を18,000m<sup>3</sup>/sとし現在に至っています。

### 2) 第十堰改築

第十堰については、明治17年にデ・レーケが撤去を提案して以来、何度も撤去が唱えられながら実現に至っていませんでしたが、計画高水流量18,000m<sup>3</sup>/s（第十堰地点では19,000m<sup>3</sup>/s）を流下させるためには、これを改築することが必要であり、既設固定堰の改築として正式に工事实施基本計画に位置づけました。第十堰は従来の旧吉野川への分流機能を維持するため、可動堰として改築することとし、昭和63年より実施計画調査に着手、平成3年には建設事業に着手しました。

しかしながら、平成12年8月の与党三党の公共事業見直し勧告を受け、第十堰問題は「現計画を白紙に戻し、新たな計画を策定する。」こととなりました。現在は、問題解決のため、「明日の吉野川と市民参加のあり方を考える懇談会」を発足し、『対話の枠組み』が検討されているところです。

今後は、「新河川法の主旨にのっとり、地元住民の意見を反映しつつ、洪水防止、水利用の観点から新たな計画を策定する。」こととしています。

## 14 - 3 - 7 吉野川における治水事業の経過

### 1) 吉野川における治水事業の経過

工事名	施工主体	工期	着工の契機	基本高水の ピーク流量、 計画高水流量	工事内容	
低水工事	内務省	明治18年 ～ 明治22年			べつく川（現吉野川）の川筋改良	
第一期改修	内務省	明治40年 ～ 昭和2年	明治18年洪水 明治21年洪水 明治22年洪水等	計画高水流量 13,900m <sup>3</sup> /s （岩津）	河口～岩津間改修 蛇行整正 既設堤防嵩上げ 霞堤締切り 善入寺島買収	
修補工事	内務省 建設省	昭和22年 ～ 昭和23年	昭和21年12月 南海大地震等		既設堤防の補強・補修	
第 二 期 改 修	改修改定計画	建設省	昭和24年 ～	昭和20年9月洪水 河水統制計画	計画高水流量 15,000m <sup>3</sup> /s （岩津）	河口～池田間改修 堤防の新設、堤防の拡築等 柳瀬ダム建設 （昭和24年～28年）
	吉野川改修 総体計画 （1/80）	建設省	昭和38年		基本高水 17,500m <sup>3</sup> /s （岩津） 計画高水流量 15,000m <sup>3</sup> /s （岩津）	内水排除、ダム群建設 河口部高潮対策
	工事実施 基本計画	建設省	昭和40年	昭和29年9月洪水 等	同上	早明浦ダム建設 築堤、護岸 漏水対策 内水対策 高潮対策
工事実施基本計画 （改訂）	建設省	昭和57年 ～	昭和45年8月洪水 昭和49年9月洪水 昭和50年8月洪水 等	基本高水 24,000m <sup>3</sup> /s （岩津） 計画高水流量 18,000m <sup>3</sup> /s （岩津）	築堤、掘削、護岸、水制等 旧吉野川の改修 河川環境の保全・整備	

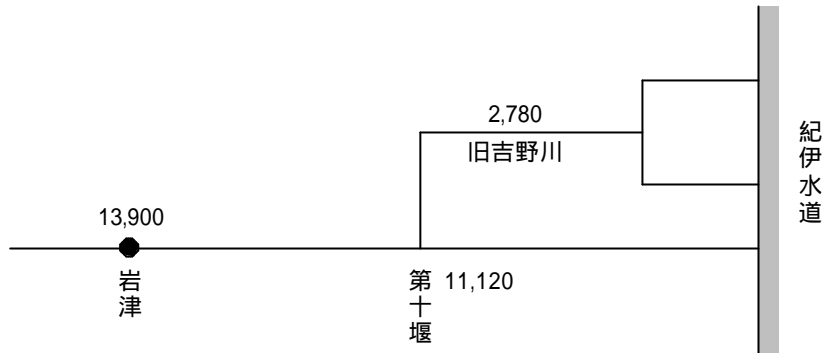
## 2) 旧吉野川における治水事業の経過

工事名	施工主体	工期	着工の契機	基本高水の ピーク流量、 計画高水流量	工事内容
みやごうちだに 宮川内谷川 第一期改修	徳島県	昭和17年 ～ 昭和18年		480m <sup>3</sup> /s みやごうちだに (宮川内谷橋)	みやごうちだに 宮川内谷橋下流の河道改修 (河道掘削)
みやごうちだに 宮川内谷川 河川改修	徳島県	昭和30年 ～ 昭和53年	昭和28年9月洪水 (台風テス)	374m <sup>3</sup> /s ごしよ (御所大橋) 602m <sup>3</sup> /s (旧吉野川合流 点)	河道改修(築堤、護岸及び河道掘 削) みやごうち 宮川内ダム建設(昭和35年～39年)
干拓事業	徳島県	昭和33年 ～ 昭和38年			いまぎれ 今切川河口右岸の築堤
旧吉野川 中小河川 改修全体計画	徳島県	昭和42年	昭和36年9月洪水 (第二室戸台風) 昭和40年9月洪水	1,200m <sup>3</sup> /s おおでら (大寺) 暫定 650m <sup>3</sup> /s	護岸、橋梁架設
吉野川総合 開発計画 (河口堰建設)	水資源 開発公団	昭和46年 ～ 昭和50年	旧潮止堰門の老朽 化 水資源開発	1,200m <sup>3</sup> /s おおでら (大寺) 1,600m <sup>3</sup> /s (分派点)	いまぎれ 今切川河口堰(昭和46年～49年) 旧吉野川河口堰(昭和48年～50年)
直轄改修	建設省	昭和50年 ～			狭窄部対策 堤防の新設

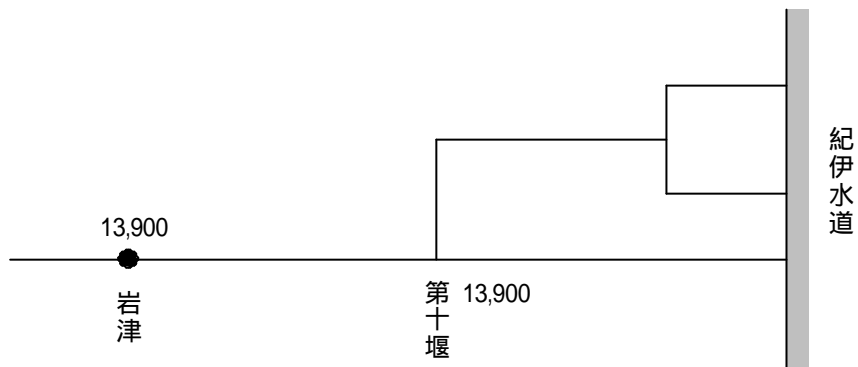
### 1 4 - 3 - 8 計画高水流量の変遷

吉野川水系における流量改定は、一部変更を含めて過去7回行われており、以下にその変遷を示します。

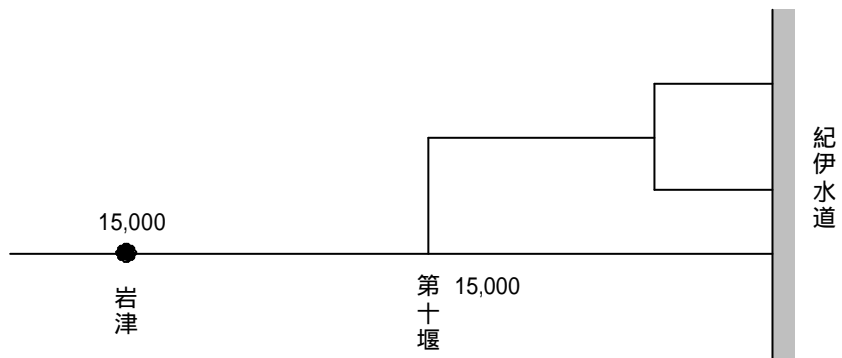
第一期改修（明治40年）



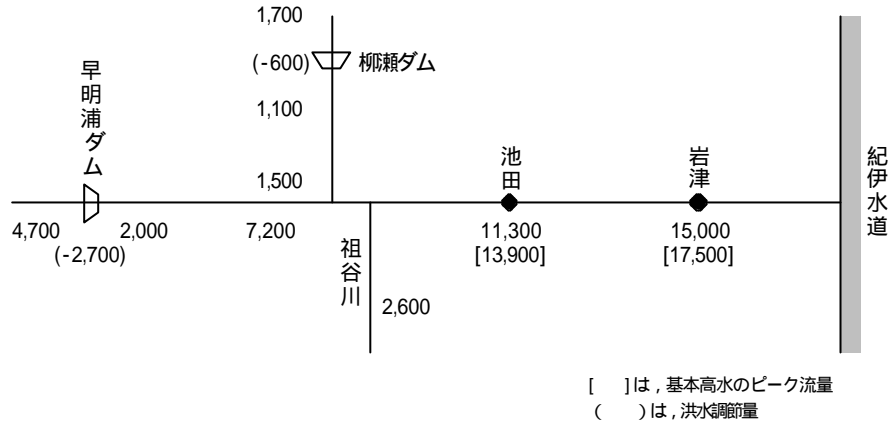
第一期改修変更



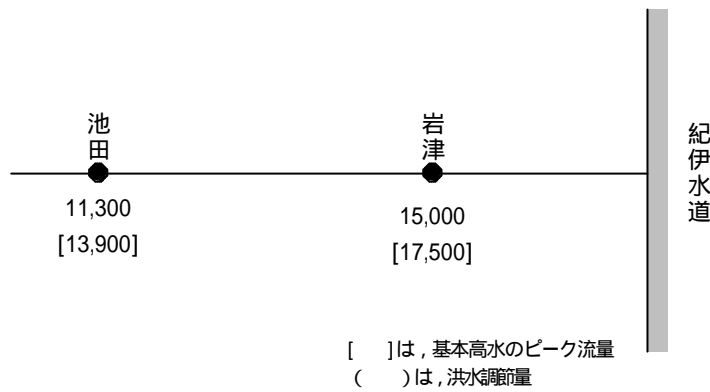
第二期改修（昭和24年）



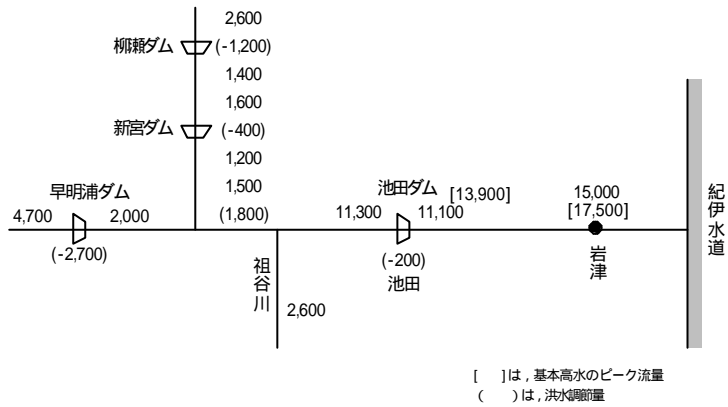
総体計画（昭和38年）



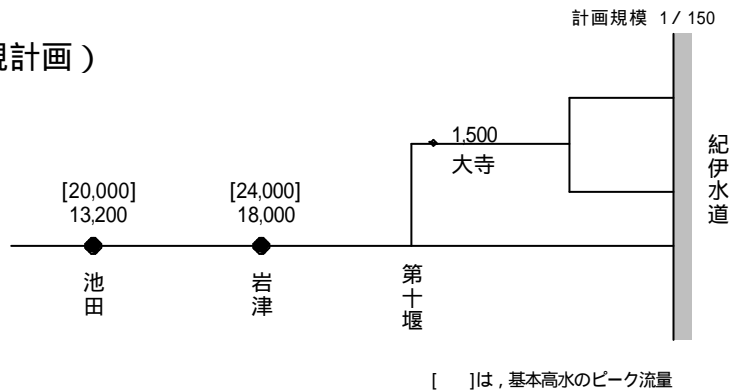
昭和40年（旧工事実施基本計画）



昭和43年



昭和57年（現計画）



## 1 4 - 4 河川整備基本方針と河川整備計画

地域の意見を反映した河川整備を推進

平成9年の河川法の改正により河川整備のための新しい計画立案プロセスは大きく変更されましたが、その変更内容の主要な点は2点あります。

1点目は、従来は一本であった「工事実施基本計画」を河川整備の計画について、河川整備の基本となるべき方針に関する事項（河川整備基本方針）と具体的な河川整備に関する事項（河川整備計画）に区分したことです。

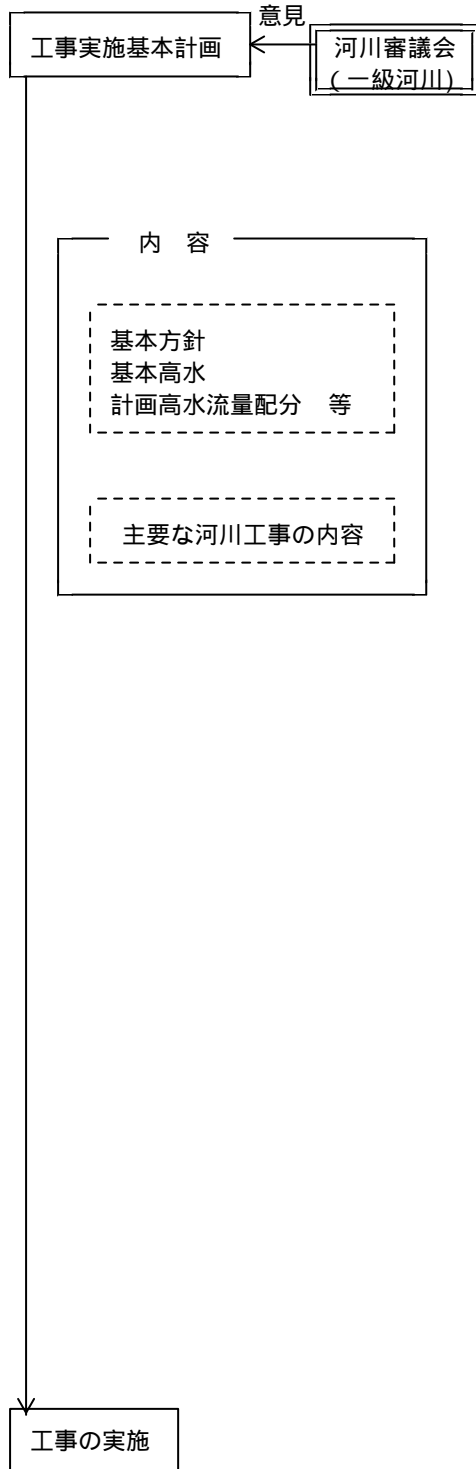
2点目は、河川整備計画の作成に際して、地方公共団体の長や学識経験者、地域住民等の意見を反映する手続きを導入することとしたことです。

「河川整備基本方針」とは、水系毎に、基本高水、ダム等調節施設と河道との配分、主要地点での計画高水流量等の基本となる事項を内容とし、河川審議会の意見を聞いて河川管理者が定めるものです。

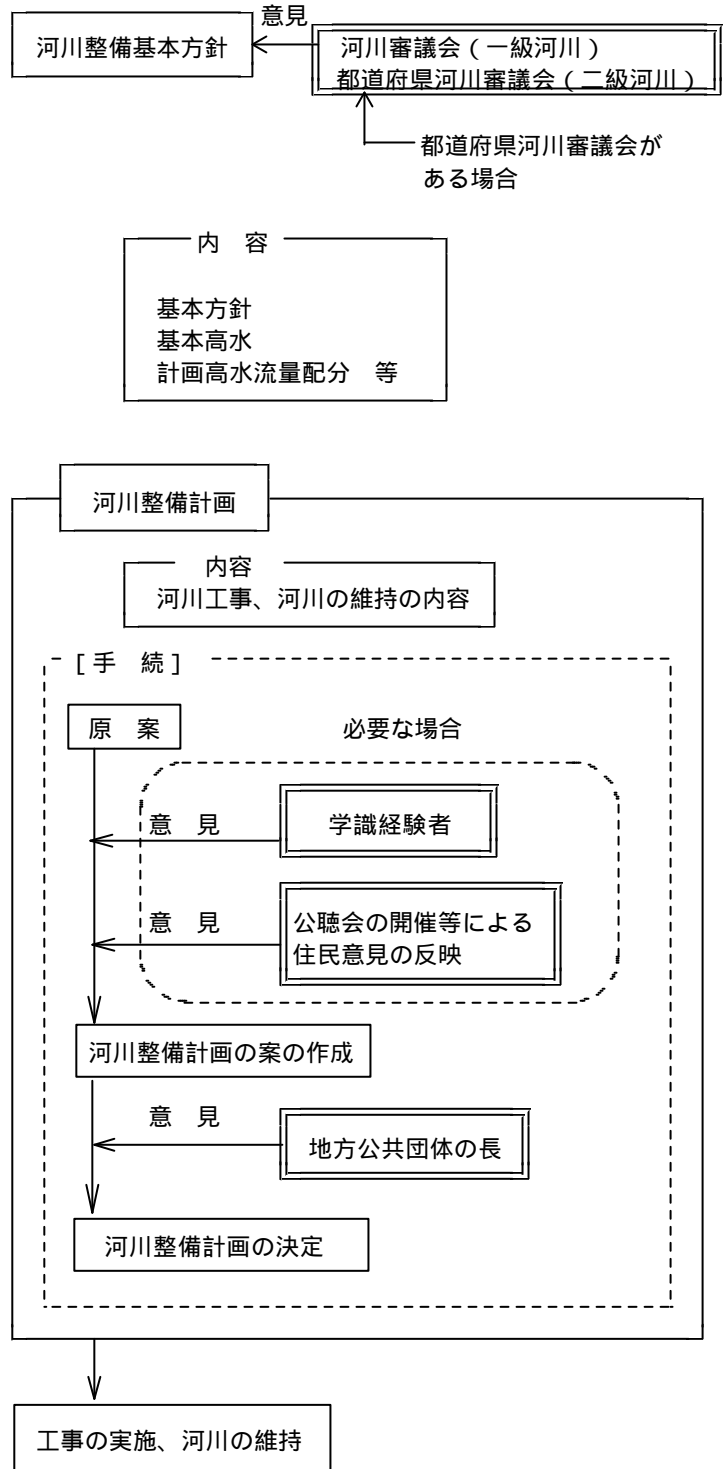
「河川整備計画」とは、今後概ね20～30年の間に実施される個々の場所での具体的な整備（工事内容、環境への配慮、整備時期等々）について定めるものです。

# <新しい河川整備の計画立案プロセス>

## <現行制度>



## <新制度イメージ>





近代河川事業関連年表と吉野川の関係（１）

年号	河川に関する法関係	河川事業の進展	吉野川の河川事業	河川への要求・財政基盤等社会条件の変容（産業の発展）
明治		オランダ人技術者来日（M5）		内務省設置（M6）
	河港道路修築規則（M7）	国直轄低水工事の開始（M7）		
			デ・レーケ吉野川検査復命書（M17）	
			吉野川低水工事着手（M18）	
				憲法発布（M22）
				東海道線全面開通（M22）
	水利組合条例（M23）			第一回帝国会議（M23）
				鉄道敷設法の設置（M25）（舟運から鉄道へ）
				日清戦争（M27～28）
	河川法の成立（M29）	直轄治水工事の開始（M29）		軽工業が発展し始める
	砂防法の成立（M30）			
	河川法準用令（M32）			耕地整理法公布（M32）
	災害土木費国庫補助規定（M32）			
	河川附近地制限令（M33）			
			吉野川高水防御工事計画意見書（M35）	
			日露戦争（M37～38）	
			耕地整理法改正（M38）	
水利組合法（M41）		吉野川第一期改修着手（M40）		
			耕地整理法改正（M42）	
	第一期治水長期計画の策定（M43）		全国的な大水害（M43）	
府県災害土木費国庫補助二関する件（M44）			逓信省電気事業法制定（M44）	
大正	内務省通牒「発電の原動力の用に給する水力発生のためにする河川その他公有水面の水使用に関する件」（T5）			第一次世界大戦（T3～7）
				重化学工業化の基礎を作る水力発電の大規模開発
		第二期治水長期計画の策定（T10）		開墾助成法（T8）
		（直轄による管理の開始）		
	河川行政監督令（T15）			関東大震災（T12） 農商務省用排水幹線改良事業国庫補助制度（T12） ダム式発電開始（T13）
昭和			吉野川第一期改修完了（S2）	
	用排水幹線改良事務と河川事務との権限整備につき閣議決定（S3）	中小河川事業始まる（S3）		
		第三期治水計画の策定（中小河川改修正式に行われる）（S8）		大恐慌（S4） 時局匡救事業（S7,S8）
	河川堰堤規則（S10）	土木会議「水害防備策の確立」（S10）		全国的な大水害（S9,S10）

近代河川事業関連年表と吉野川の関係（ 2 ）

年号	河川に関する法関係	河川事業の進展	吉野川の河川事業	河川への要求・財政基盤等社会条件の変容（産業の発展）	
昭和		河水統制調査委員会設置（河水統制調査始まる）（S12）		経済の重工業化、都市化が進行	
				日中戦争始まる（S12）	
				電力管理法、日本発送電株式会社法制定（S13）	
				西日本大旱魃（S14）	
		河水統制事業に対する補助開始（S15）			
		河水統制事業の国直轄事業の開始（S16）		太平洋戦争（S16～20）	
				終戦（S20）	
				全国各地で大水害（S20～36）	
				新憲法公布（S21）	
				地方自治法（S22）	
				建設院設置（S23）	
				建設省発足（S23）	
		水防法（S24）	治水調査会による10大河川改修計画（S24）	吉野川戦後第二期改修着手（S24）	土地改良法（S24）
		公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（S26）	河川総合開発事業の開始（S26）		国土総合開発法（S25）
				経済の復興・電源開発促進法（S27）	特定地域総合開発事業の開始（S26）
			治山治水基本対策要綱の策定（S28）		
		河川法第四条第二項に基づく共同施設に関する省令（S29）			
				経済白書（もはや戦後ではない）（S31）	
				工業用水法（S31）	
		特定多目的ダム法（S32）	特定多目的ダム事業の開始（S32）	水道法（S32）	
			河川砂防技術基準案作成（S33）	水質保全法（S33）	
				下水道法（S33）	
				工業排水規制法（S33）	
				工業用水道事業法（S33）	
				経済の重化学工業化、都市化が進行	
		治山治水緊急措置法（S35）	治水特別会計の設置と長期十ヶ年計画の策定（S35）		
		水資源開発促進法（S35）			
		水資源開発公団法（S36）		災害対策基本法（S36）	
			水資源開発公団事業の開始（S37）	全国総合開発計画（S37）	
		河川法の全面改正（S39）			
		第二次治水五ヶ年計画（S40）			
			公害対策基本法（S42）		
		第三次治水五ヶ年計画（S43）			
			新全国総合開発計画（S44）		
			水質汚濁防止法（S45）		
			環境庁設置（S46）		
	琵琶湖総合開発特別措置法（S47）	第四次治水五ヶ年計画（S47）			
		流況調整河川制度の創設（S47）			
			石油ショック（S48）		

近代河川事業関連年表と吉野川の関係（3）

年号	河川に関する法関係	河川事業の進展	吉野川の河川事業	河川への要求・財政基盤等社会条件の変容（産業の発展）
昭和	水源地域対策特別措置法（S49）		国土庁設置（S49）	
			国土利用計画法（S49）	
	河川管理施設等構造令（S51）	河川砂防技術基準（案）改訂（S51）		
		総合的な治水対策の推進方策についての中間答申（S52）	第三次全国総合開発計画（S52）	
		第五次治水五ヶ年計画（S52）		
		河川環境管理のあり方についての答申（S56）		
		総合的な水資源対策の推進方策についての中間答申（S56）		
		第六次治水五ヶ年計画（S57）		
			湖沼水質保全特別措置法（S59）	
		超過洪水対策及びその推進方策についての答申（S62）	第四次全国総合開発計画（S62）	
平成		第七次治水五ヶ年計画（S62）		
		渇水対策の推進方策について（S63）		
		第八次治水五ヶ年計画（H4）		
	河川法の改正（H9）	第九次治水七ヶ年計画（H9）	第五次全国総合開発計画（H10）	